

扶養状況申立書の確認書

下記事項を確認後、署名捺印のうえ扶養状況申立書と提出してください。

1	①の回答で、配偶者が全国健康保険協会、健康保険組合または共済組合に加入、さらに今後の収入見込みが②の配偶者収入>③の組合員収入の場合は、被扶養者の認定取消および扶養替えの手続きが必要です。
2	①の回答で、配偶者が国民健康保険または未加入の場合で、今後の収入見込みが②の配偶者収入>③の組合員収入の場合は、被扶養者の認定取消および被扶養者の国民健康保険への加入手続きが必要です。ただし、配偶者の収入が130万円(年金受給の場合は、180万円)未満の場合は除かれます。
3	②の回答で、被扶養者である配偶者の収入の年間推計額が、130万円(年金受給の場合は、180万円)以上の場合は、配偶者の被扶養者認定取消の手続きが必要です。
4	被扶養者が就職したときは、被扶養者の認定取消の手続きが必要です。
5	被扶養者の今後1年間の収入推計額が、130万円(年金受給の場合は、180万円)以上の場合は、被扶養者認定取消の手続きが必要です。
6	別居している被扶養者が学生以外で、仕送り額が別居世帯の総収入の2分の1以下の場合は被扶養者の認定取消の手続きが必要です。
7	別居している被扶養者が学生以外で、仕送り額が組合員の年収の3分の1を超える場合は、被扶養者の認定取消の手続きが必要です。
8	別居している被扶養者が学生以外で、仕送り額を含めた収入が、130万円(年金受給の場合は、180万円)以上の場合は、被扶養者の認定取消の手続きが必要です。 (ただし、別居している被扶養者の収入の1.5倍の額が認定基準額以下の場合は、除きます。)
9	別居している被扶養者が学生以外で、仕送り額を含めた別居世帯1人当たりの生計費が、仕送り額を差し引いた組合員世帯1人当たりの生計費を超えている場合は、被扶養者の認定取消の手続きが必要です。
10	扶養事実確認のために、追加書類を求めることがあります。
11	扶養状況申立書およびこの確認書が提出されないときは、任意継続組合員被扶養者証は発行できません。
12	過去にさかのぼって被扶養者の取消が行われたために医療費の返還が生じたときは、組合員に対して返還請求が行われます。

上記12項目について確認しました。

署名

_____ ㊞